

法律士業のためのコロナメンタル支援ヒント集③

本日は問い合わせが多かった“法律士業が共感力で受け止めることの効用”です。

法律士業は普段、コンサルテーションを行うことが多いと思います。

コンサルテーションのおおまかな流れは

①何が問題で②理由は〇〇で③なのでこの解があります

しかし、コロナにより、資金繰りや人事に疲弊した社長、将来に不安を抱えた労働者らが「聞いてほしい」と士業を頼ることが多くなっています。

法律士業は独占業務という力を持つ業種です。この力を如何なく発揮するために「共感力で受け止める」過程が必須となります。

①共感力みの場合

受け止めてもらえるが現状を変える法的力なし原因が変わらず結果も変わらない

②法的な力みの場合

受け止めてもらえない法的助言を聴く気が起こらず法律力を使えず結果も変わらない

③共感力と法的な力を使った場合

受け止めてもらえた法的な助言を聞いて行動する結果が変わる

例) (電話での相談)

「ひどいと思います、、。このコロナで派遣の環境が最悪で。いえ、その前からパワハラ、セクハラがひどくて何度も派遣元に訴えたんですよ。だけど“我慢してよ、我慢”だけで。1年間こんな感じで、コロナで周りにはあつという間に切られて自分ひとりになったんですよ。半年前から心療内科に行って薬をもらって。お医者さんは“もうそんな会社辞めろ”っていうんですよ、夫も。だけど、派遣元も派遣先も“契約期間までいる約束だ。先方や周りのことを考えろ”って。眠れない日は何日も続いていて・・・(号泣)」

①共感のみ

「そうですか、お辛いですね、とても大変な状況の中で1年も頑張ってこられたんですね。お体が心配です・・・でも、すいませんね、聞くことしかできなくて。また何かあったら電話をください」

②法律のみ

「はいはい、ひどい派遣元、派遣先だね。で、ここ法律の相談だからさ、メンタルのこと話されてもなあ。あのね、辞められるよ、こんなの。やむを得ない事由があればいいんだしね。で、わからなかったら労働局に行けばいいんだから。もっと法律は勉強しておいてね」

③共感+法律

「1年も大変な状況にいられたのですか。よく耐えましたね、お辛かったですね。会社は“契約期間“を言っていますが、お医者様が“辞めてよい”と言っているのですから、民法 628 条の“やむを得ない事由”にあたる可能性があります。まずは会社にお医者様の意見として退職の話をしてはいかがでしょうか？そのうえで解決しない場合、労働局の需給調整課に相談されるといいと思いますよ。また何かありましたらご連絡ください。お体をくれぐれもお大事になさってくださいね」

☆☆☆

文責：中條幸子（公認心理師・社会保険労務士・元新聞社勤務）

☆☆☆少しでも皆様の日々の対応にお役に立てれば幸いです。随時、情報を出していきます

☆☆☆